

平成 22 年度

工事検査の状況

県土整備部
技術調査課検査指導室

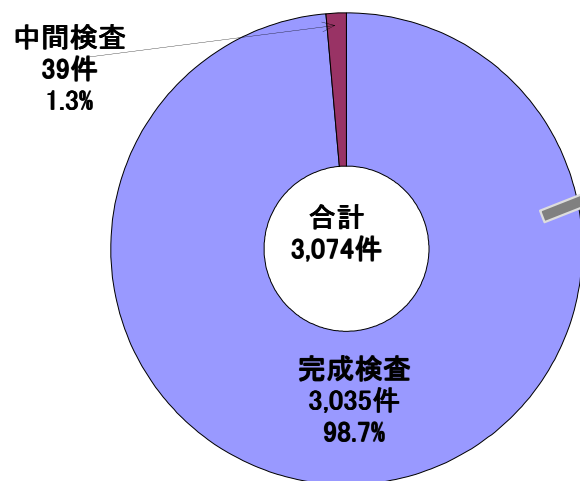
目 次

1. 工事検査内訳	1
1) 平成22年度工事検査内訳図（開発行為・宅地造成除く）	1
2) 平成22年度工事検査実績表	2
◎ 工事検査実績総括表	2
◎ 土木工事検査実績表	3
◎ 建築・設備工事検査実績表	4
3) 月別県工事完成検査件数(県土整備部関係)	5
2. 工事検査の結果	6
1) 平成22年度工事検査における指示事項一覧 (軽微な整備を必要とするもの)	7

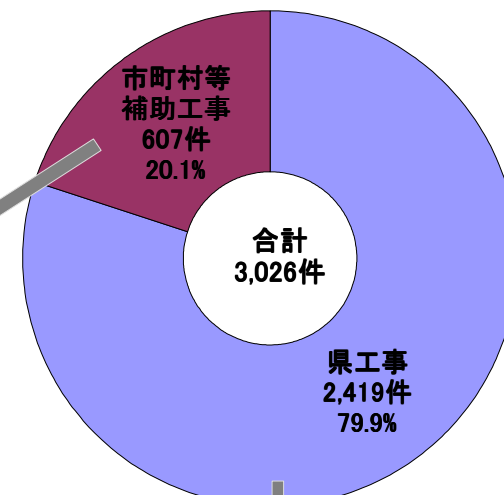
1. 工事検査内訳

1) 平成22年度工事検査内訳図(開発行為・宅地造成除く)

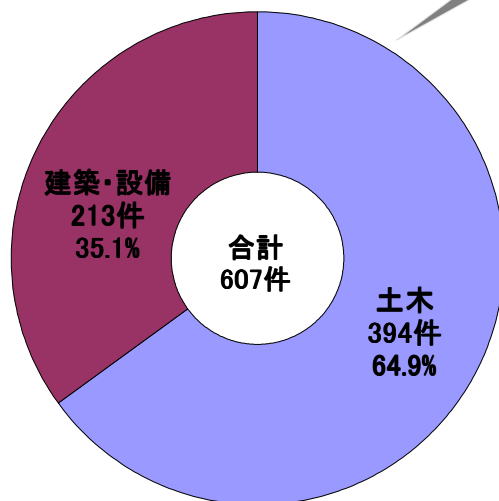
◎全工事



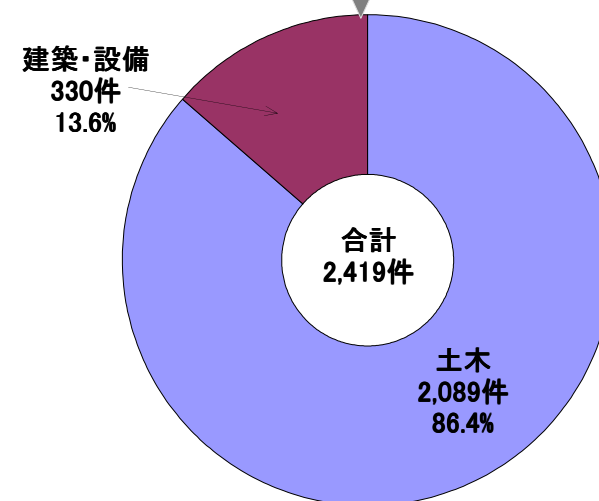
○完成検査(知事部局以外除く)



○市町村等補助工事(完成検査)



○県工事(完成検査)



2) 平成22年度工事検査実績表

◎ 工事検査実績総括表

知事部局の工事	完成検査(現地調査)件数			中間検査件数		
	計	土木	建築・設備	計	土木	建築・設備
県工事	2,419	2,089	330	37	28	9
市町村等補助工事	607	394	213	2		2
小計	3,026	2,483	543	39	28	11

知事部局以外の工事	完成検査件数			中間検査件数		
	計	土木	建築・設備	計	土木	建築・設備
住宅供給公社	9		9			
小計	9		9			

合計	3,035	2,483	552	39	28	11
----	-------	-------	-----	----	----	----

◎ 土木工事検査実績表

○県工事 執行機関	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
県土整備部関係 (各振興局建設部等含む)	10	4	7	7	28	2,117
	1,594	226	223	46	2,089	
計	10	4	7	7	28	2,117
	1,594	226	223	46	2,089	

うち250万円未満 0件
うち250万円未満 391件

○市町村等補助	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
						394
	258	70	44	22	394	

○知事部局以外	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
計						

上段 中間検査
下段 完成検査

◎ 建築・設備工事検査実績表

○県工事 執行機関	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
総務部		1	1		2	2
環境生活部	2	1			3	3
商工観光労働部	5	1			6	6
農林水産部	3		1	1	5	5
県土整備部関係 (各振興局建設部等含む)	191	63	41	19	314	323
計	201	66	43	20	330	339

うち250万円未満 1件
うち250万円未満 1件
うち250万円未満 33件

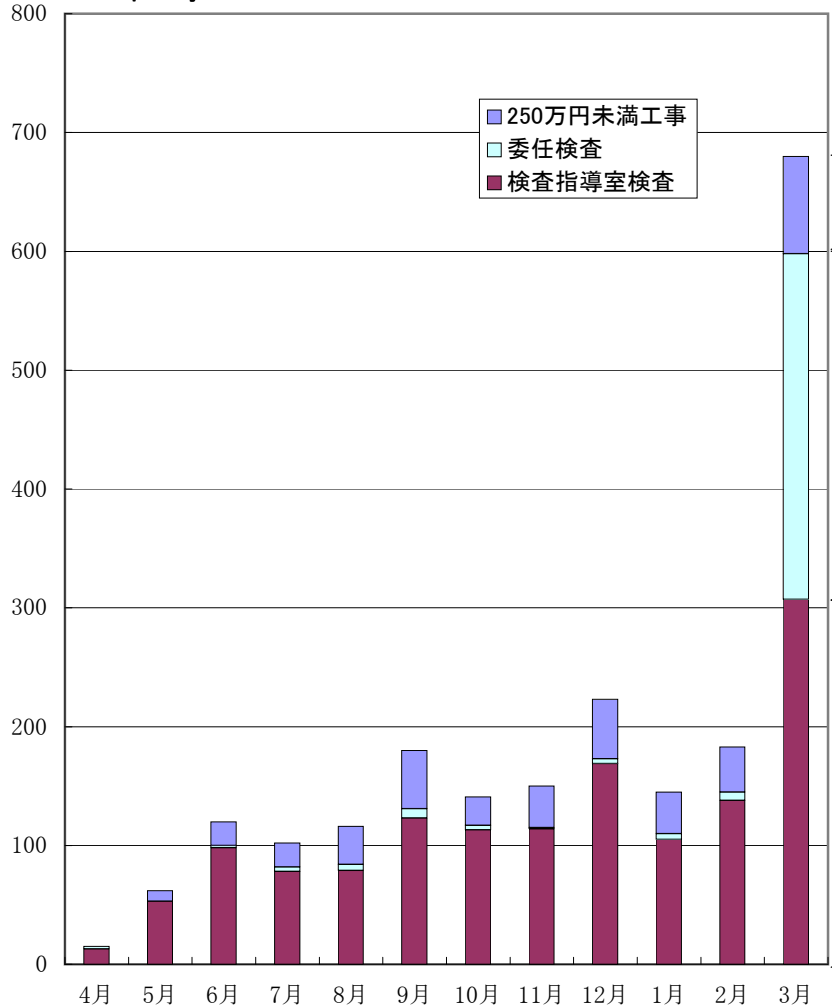
○市町村等補助	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
				2	2	2
	117	38	29	29	213	215

○知事部局以外 執行機関	工事費区分別				検査区分別	
	2000万円未満	2000万円以上 4000万円未満	4000万円以上 1億円未満	1億円以上	中間検査 完成検査	合計 検査件数
住宅供給公社	9				9	9
計	9				9	9

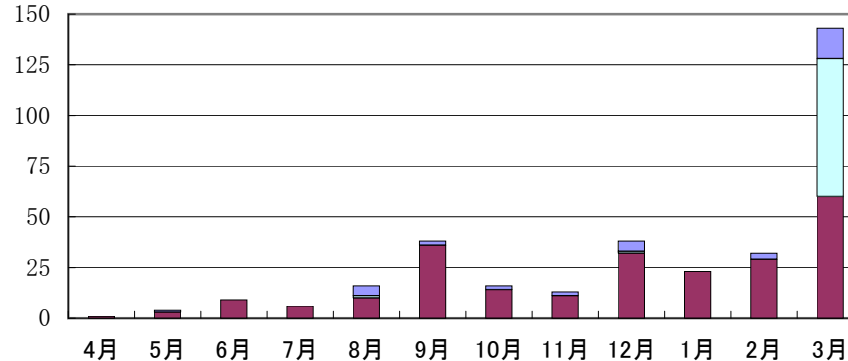
上段 中間検査
下段 完成検査

3) 月別県工事完成検査件数(県土整備部関係)

(件) <土木工事>



(件) <建築・設備工事>



年度末である3月に工事検査が集中しています。
年間を通じた工事検査の平準化が必要です。

* 契約金額250万円以上の工事については、検査指導室により検査を行いますが、必要と認めるときは、他に適当であると認められた者に検査を委任することができます。

2. 工事検査の結果

平成22年度に行った工事検査件数は 3,074件 であり、そのうち、工事関係書類又は工事現場での軽微な整備を必要とする指示事項は273件ありました。

なお、指示事項についての詳細は次頁を参照下さい。

県土整備部では、各建設部等に配置していた検査員を、工事検査の平準化や検査の質の向上を目的として、平成20年度より検査指導室に集約し、引き続き、目的物がよりよいものとなるよう、検査時において注意喚起や指示を行っております。

そのため、昨年度に比べ、指示を受けた件数は減少傾向にあります。

下記及び次頁の指示事項を参考に、和歌山県土木工事請負必携等を十分熟知の上、手直しのない工事施工になお一層の努力をお願いします。

また、それらの資料をもとに、工事監督職員に対して研修を行い、工事監督の徹底と職員間での情報の共有化や技術力の向上を図っています。

【 平成22年度の工事検査における主な指示事項の一例 】

関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ○施工計画書の不備 ○提出書類の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・下請負に関する書類の不備 施工体制台帳には、下請負契約書(写)を添付しなければなりません。(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し) また、変更契約した場合にはその契約書(写)も添付しなければなりません。 ・建退共(建設業退職金共済制度)の証紙の整理 建退共(建設業退職金共済制度)に加入している場合は、その証紙の適切な配布及び管理の確認ができるように整理しておく必要があります。
及び写真整理	<ul style="list-style-type: none"> ○不可視部の写真の不備 工事完成後に明視できない箇所について、施工状況、出来形寸法、品質管理状況等の写真を適切に撮影しなければなりません。 ○現場掲示物の写真の不備 現場には、建設業許可の標識の設置、建退共に関する掲示及び労災保険に関する掲示をしなければなりません。また、それらの内容を把握できる写真が必要です。
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○コンクリートのテストピースの採取 コンクリート圧縮強度試験を行うためには、テストピースを打設場所で採取しなければなりません。また、その状況を把握できる写真が必要です。 ○コンクリートの養生 コンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿度条件を保ち、有害な作用の影響を受けないように養生しなければなりません。 また、その状況を把握できる写真が必要です。 ○プルフローリング試験 道路土工(路床盛土工)及び舗装工(下層路盤)において、プルフローリング試験を実施する必要があり、監督員の段階確認及びその写真が必要です。
現場	<ul style="list-style-type: none"> ○コンクリート工におけるクラック発生及び破損 ○コンクリート工における施工又は仕上がりの不良 ○後片付け不十分

